資料53

東 久 留 米 市 子ども・子育て会議 平成26年6月30日

(仮称)「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(素案) の内容について

項目 (国の基準の条 番号)	国の基準	区分(従う・参酌)	市の基準案
最低基準の目的 (第2条)	児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により市が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	参酌すべき基準	国基準のとおり
最低基準の向上 (第3条)	1 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目 (国の基準の条 番号)	国の基準	区分(従う・参酌)	市の基準案
最低基準と放課 後児童健全育成 事業者 (第4条)	1 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	参酌すべき基準	国基準のとおり
放課後児童健全 育成事業の一般 原則 (第5条)		参酌すべき基準	国基準のとおり

項目		区分	
(国の基準の条	国の基準	(従う・参酌)	市の基準案
番号)			
放課後児童健全	1 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な	参酌すべき基準	国基準のとおり
育成事業者と非	設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓		
常災害対策	練をするように努めなければならない。		
(第6条)	2 1の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。		
放課後児童健全	放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊か	参酌すべき基準	国基準のとおり
育成事業者の職	な人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の		
員の一般的要件	理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。		
(第7条)			
放課後児童健全	1 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るため	参酌すべき基準	国基準のとおり
育成事業者の職	に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。		
員の知識及び技	2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し		
能の向上等	なければならない。		
(第8条)			
	1 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機	参酌すべき基準	国基準のとおり
	能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に		
	必要な設備及び備品等を備えなければならない。		
設備の基準	2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならな		
(第9条)	۷٬ _o		
	3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(4において「専用区画等」という。)は、		
	放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事		
	業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この		

項目 (国の基準の条	国の基準	区分	市の基準案
番号)		(従う・参酌)	
	限りでない。		
	4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。		
	1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置	1~3=従うべき	国基準のとおり
	かなければならない。	基準	
	2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、		
	補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五		
	項において同じ。)をもってこれに代えることができる。		
	3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修		
	了したものでなければならない。		
職員	(1) 保育士の資格を有する者		
(第 10 条)	(2) 社会福祉士の資格を有する者		
	(3) 学校教育法の規定による高等学校(旧中等学校令による中等学校を含む。) 若しくは		
	中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた		
	者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によ		
	りこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の		
	資格を有すると認定した者(9)において「高等学校卒業者等」という。)であって、2		
	年以上児童福祉事業に従事したもの		
	(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教		
	諭となる資格を有する者		
	(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令)による大学を含む。)において、社会福祉		
	学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当す		

項目 (国の基準の条 番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
	る課程を修めて卒業した者		
	(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術		
	学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位		
	を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた		
	者		
	(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸		
	術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者		
	(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学		
	を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者		
	(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に		
	従事した者であって、市長が適当と認めたもの。	f =	
	4 2の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一	/	
	又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の	準	
	数は、おおむね40人以下とする。	- 0/ 5 3 45 3/4	
	5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなけ	5=従うべき基準	
	ればならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後		
	児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務		
利田老头亚族)>	に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	かかけいさ甘油	日甘油のしわり
利用者を平等に	放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱い	参酌すべき基準	国基準のとおり
取り扱う原則	をしてはならない。		
(第 11 条)			

項目 (国の基準の条 番号)	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
虐待等の禁止	│ │ 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為	参酌すべき基準	国基準のとおり
(第 12 条)	その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		
衛生管理等	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発	参酌すべき基準	国基準のとおり
(第 13 条)	2 放課後児里健生自成事業有は、放課後児里健生自成事業別において感染症又は良中毒が発 生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		
(另 13 木)	3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。		
運営規程 (第 14 条)	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 開所している日及び時間 (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 (5) 利用定員 (6) 通常の事業の実施地域 (7) 事業の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他事業の運営に関する重要事項	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目(国の基準の条	国の基準	区分 (従う・参酌)	市の基準案
番号)		47 L 12 + 124+	
放課後児童健全	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする	参酌すべき基準	国基準のとおり
育成事業者が備	帳簿を整備しておかなければならない。		
える帳簿			
(第 15 条)			
	1 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は	参酌すべき基準	国基準のとおり
100次但社签	その家族の秘密を漏らしてはならない。		
秘密保持等	2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得		
(第 16 条)	た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならな		
	٧٠°		
	1 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦	参酌すべき基準	国基準のとおり
	情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措		
世体 - の地内	置を講じなければならない。		
苦情への対応	2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた		
(第 17 条)	場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		
	3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同		
	法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。		
	1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次に	参酌すべき基準	国基準のとおり
開所時間及び日	掲げる区分に応じ、それぞれ当該次に定める時間以上を原則として、その地方における児童		
数	の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ご		
(第 18 条)	とに定める。		
	(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間		

項目		区分	
(国の基準の条	国の基準	 (従う・参酌)	市の基準案
番号)		(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間		
	2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年		
	につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授		
	業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。		
旧業老しの害物	放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康	参酌すべき基準	国基準のとおり
保護者との連絡	及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努		
(第 19 条)	めなければならない。		
関係機関との連	1 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機	参酌すべき基準	国基準のとおり
携	関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。		
(第 20 条)			
	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、	参酌すべき基準	国基準のとおり
事故発生時の対	速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなけれ		
応	ばならない。		
(第 21 条)	2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生し		
	た場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。		
職員の奴温世界	この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用につ	従うべき基準	国基準のとおり
職員の経過措置 (附則)	いては、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに		
	修了することを予定している者を含む。)とする。		